

東金市福祉有償運送運営協議会設置要領

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の実施の必要性及びこれを行う場合における福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、東金市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送のうち、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における当該輸送の必要性、旅客から収受する対価等に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局局長又はその指名する職員
- (2) 福祉有償運送の利用者又はその利用が想定される者
- (3) 住民を代表する者
- (4) ボランティア団体を代表する者
- (5) 市内タクシー事業者の代表及び運転者の代表
- (6) 市内において福祉有償運送を行なっている団体を代表する者
- (7) 市長又はその指名する職員
- (8) 学識経験者その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、市民福祉部社会福祉課に置く。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。